様式第６（第31条関係）

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

⑴～⑽　（略）

⑾・⑿　略

様式第７（第31条関係）

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第42条　環境大臣は、第36条第１項、第37条第１項又は第38条第１項の規定による指定又はその変更をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

２～４　（略）

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

⑴～⑽　略

⑾　第42条第４項又は第48条の２第４項の規定に違反して、第42条第１項又は第48条の２第１項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

⑿　略

様式第８（第35条関係）

（表）

第　　号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第48条の２第３項の規定による身分証明書

写　真

官職及び氏名
生年月日

年　月　日発行

環境大臣　　印

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第48条の２　環境大臣等は、保護増殖事業の実施に係る野生動植物の種の個体の捕獲等に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入り、立木竹を伐採させ、又は土地（水底を含む。以下この条において同じ。）の形質の軽微な変更をさせることができる。

２　環境大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせるときは、あらかじめ、土地の所有者若しくは占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

３　第１項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第１項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

５　略

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

⑴～⑽　略

⑾　第42条第４項又は第48条の２第４項の規定に違反して、第42条第１項又は第48条の２第１項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

⑿　略

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とする。

様式第６（第31条関係）

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜すい

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

⑴～⑽　（略）

⑾　略

様式第７（第31条関係）

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜すい

第42条　環境大臣は、第36条第１項、第37条第１項又は第38条第１項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

２～４　（略）

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

⑴～⑽　略

⑾　第42条第４項の規定に違反して、同条第１項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

（新規）

（新規）